

「通信の秘密」脅かす刑法改正案が成立

「コンピューターウイルス作成罪」の新設などを盛り込んだ刑法改正案が6月17日に民主、自民の賛成多数で可決、成立。同日夕刊1面トップと社会面で扱った朝日をはじめ各新聞、テレビがこのニュースを報じている。

改正刑法は、憲法が定める思想や表現の自由などに抵触をすとの専門家らの強い批判のなかで過去3回廃案になった悪名高い「共謀罪」との抱き合わせ法案がいわば形を変え再登場したものだ。しかし、新聞各紙の紙面は総じて両論併記的な型通りの「客観報道」にとどまり、メディア規制にもつながりかねない今回の法改正に対し、「権力の監視役」としての危機意識や真摯なメッセージはほとんど伝わってこない。

7月中旬に施行される刑法改正は、諸外国に比べて遅れている「ウイルス作成罪」の新設が確かに眼目の一つではあるが、同時に捜査機関がインターネット接続業者に対し、発信先などのわかる通信履歴を最大60日間保存するよう要請したり、必要なデータをCD-ROMなどに移して押収したりすることができるようになる。

ネット規制強化に「憲法違反」の指摘も

法案は当初、いちいち裁判所の令状を取らなくても通信履歴などの取得ができる条項も検討されていたようだが、さすがに「令状なしの押収」は盛り込まれなかった。しかし、ネット業界などからの批判のほか、弁護士団体からは「通信履歴は、憲法が保障する『通信の秘密』にあたり、保存要請だけでも『通信の秘密』を侵害する可能性がある」（日本弁護士連合会）との厳しい指摘が聞かれる。つまり「憲法違反」の疑いもある法改正なのである。このため参議院では、憲法が保障する「通信の秘密」や「表現の自由」を踏まえた法執行を求める付帯決議も採択された。

ソフトバンク社長は抗議のツイッター「休止宣言」

東日本大震災が起きる直前の3月11日午前の閣議で政府案が決定された今回の改正刑法は、ネット関係者の間では「ネット規制強化法案」と呼ばれブロガーたちからも法案反対の声が噴出。孫正義ソフトバンク社長は「ハンスト」の代わりに、自らのツイッターの3日間の「休止宣言」をして、法案への抗議の意思を示した。

その法案は、福島原発事故や、「菅」降ろしのどさくさに紛れるように民主、自民両党が仲良く手を組んで可決した。新聞各紙は法案の問題点をそれなりに報じてはいるが、多くは賛成意見と併記する形を取っている。

賛成論を報じること自体を問題にしているのではないが、読者・国民にネット規制

の核心的な問題をきちんと伝えようというジャーナリズム本来の使命や意思が感じられず、記事のインパクトがなんとも弱いのだ。

このため。ネット業者やブロガーからは「今や新聞もネットの有力なユーザーのはずだが、新聞と競合関係にあるネットには塩を送らないということなのだろうか」と、うがった見方も出ている。

「権力監視」に腰が引ける大手メディア

5月4日付の当コーナーの拙稿でも同趣旨の内容を書いているが、新聞や放送はこれまで、自分たちに直接の影響が少ないメディアやインターネットの規制に対し、きちんとした批判をしてこなかった。たとえば最近では裁判員裁判のスタートに当たって、自らの首を絞めるようないろいろな取材規制を安易に受け入れてきた。真正面から権力機関とぶつかることを避けてきたのである。

「権力監視」の役割を担うべき日本の大手メディアは、時々その使命を忘れてしまうのか、じわじわ進むメディア規制に対し、驚くほど感度が鈍い。しかし、みんなが薬と思っているものにさりげなく毒を含ませるのが為政者の常套手段である。

今回の改正刑法が単にネットだけの問題ではないことを見過ごさず、「毒」をかぎ分ける感度と、ジャーナリズム本来の批判精神を取り戻すことを日本のマス・メディアに望むのは無理な話だろうか。

(かみで・よしき) 北海道新聞でシンガポール特派員、編集委員などを担当。現在フリーランス記者。上智大大学院（新聞学専攻）在学中。